

## 重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の独立行政法人会計基準を適用しております。

### 1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

### 2. 減価償却の会計処理方法

#### 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～47年
構築物	5～50年
船舶	4～14年
車両運搬具	5～6年
工具器具備品	5～17年

また、特定の償却資産(独立行政法人会計基準第86)の減価償却相当額については、損益外減価償却相当額として資本剰余金から控除して表示しております。

### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上方法

職員の退職給付については財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しております。

### 4. たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法によっております。

### 5. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

#### (1) 国又は地方公共団体財産の無償使用の機会費用の計算方法

各地区の港湾管理条例や財産使用料条例等を参考に計算しております。

#### (2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成16年3月末利回り等を参考に1.4%で計算しております。

### 6. リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 7. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

## (重要な会計方針の変更)

### 引当外退職給付増加見積額の処理

従来は、引当外退職給付増加見積額については、自己都合退職要支給額の当期増加額を計上しておりましたが、当期より事業年度末に在職する役職員について、当期末の自己都合要支給額から前期末の自己都合要支給額を控除した額から、業務費用として計上されている退職給与の額を控除して計算しております。この変更は、独立行政法人会計基準が改訂されたためであります。

この結果、前期と同一の基準に比べて引当外退職給付増加見込額及び行政サービス実施コストが203,333,355円減少しております。